

&lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認年月日 令和元年 5月17日

東京都作業部会確認年月日 令和元年 5月20日

(契約変更に伴う再確認 令和3年1月22日)

事業名 平成 31 年度東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会  
バスケットボール (3×3) におけるキャノピー (イベント用テント) 業者との契約締結について

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本件は、「都有施設における仮設等」に該当するため、全額都負担となる。</p> <p>なお、当該競技はパラリンピックは行われない。</p> <p>(令和 3 年 1 月 21 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>・延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大枠の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>大枠の合意において、仮設の整備を実施する役割は組織委員会となっており、組織委員会が I O C、I F、地元自治体等と調整を図りながら行うものである。このため、組織委員会が全体をマネジメントしながら一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。</p>	
<p>経費の内容等が必要性 (必要な内容、機能かなど)、効率性 (適正な規模、単価かなど)、納得性 (類似のものと比較して相応かなど) 等の観点から</p> <p style="text-align: center;">必要性</p>	<p>本業務は、開催都市契約及び大会運営要件 (SPT04) で求められている、バスケットボール (3×3) 競技会場施設の整備の一つであり、必要不可欠な業務である。</p> <p>(令和 3 年 1 月 21 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>・本件はバスケットボール (3×3) に使用するキャノピーについて、延期に伴いレンタル期間の延長を行うものであり、必要不可欠な変更である。</p>	

<p>妥当なものであること</p>	<p>効率性</p> <p>組織委員会において、製作物に対する I F からの仕様規定を十分に理解した上で、競技実施に必要最小限のスペックを確保している。また、見積もり項目及びスペックについて、組織委員会において、項目ごとに価格を精査した上で、経費削減可能項目については削減を行い、見積金額の妥当性検証を実施していることを確認した。</p> <p>(令和 3 年 1 月 21 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>・キャノピー本体のうち一部分(予備幕)は、別契約において早期に返却し、本大会における資材を必要最小限としている。また、大会延期に伴い必要最小限の期間延長するものであることを確認している。</p>	
	<p>納得性</p> <p>本事業は、製品及び設置に関する業者を I F が指定しており、特命随意契約を予定している。当該事業者は、キャノピー設計において豊富な知見があることに加え、国際大会等での十分な実績があり、競技や事業内容への知見についても相当程度あることから、効率的かつ経費縮減が期待でき、本契約方法は支障がないと考える。</p> <p>(令和 3 年 1 月 21 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>・本件は、組織委員会が I F を交えて事業者と交渉し、レンタル延長期間 (12 か月分・早期に返却した部材は組織委員会の手元にあった 4 か月分) の部材の減価償却費をベースに組織委員会と事業者で按分した額以下となっている。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本件は、大枠の合意による都負担となっている仮設等整備に該当する経費と認められるため、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>なお、本件は、V 3 予算内に収まっていることを確認しているが、今後施工契約を予定しているため、引き続き経費縮減を図り、施工契約を含めて、V 3 予算内に収めること。</p>	

	<p>(令和3年1月21日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図っている。</li> <li>・現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。</li> <li>・引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</li> <li>・都は大会経費の都の分担額の枠内であることを確認した上で負担することとする。</li> </ul>	
--	--	--

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。